

## 支部規定案

第一條 日本物理學會九州支部ニ所屬スル會員ハ次ノ如シ

九州地區及廣島以西ノ本州ニ居住スル會員

第二條 本支部ハ年四回（三月、六月、九月、十二月）支部會ヲ開キ學術講演（原著、綜合、通俗）、討議、事務報告等ヲナス。但シ必要ニ應ジ臨時ニ支部會ヲ開催スルコトアルベシ。

第三條 本支部ニ講演ヲ申込ミ得ルモノ次ノ如シ

日本物理學會員及會員ノ紹介セルモノニシテ支部委員ノ適當ト認メタルモノ。

第四條 講演セント欲スルモノハ支部會開催日ノ少ナクトモ二週間前ニ到着スル如ク題目梗概、所要時間等ヲ通知スベシ。

第五條 本支部ノ主催ニテ研究調査、見學及視察等ヲ行フコトアルベシ。

第六條 本支部ハ事務所ヲ福岡市箱崎町九州帝國大學理學部物理學室内ニ置ク。

第七條 本支部ニハ事務ヲ処理スルタメノ若干名ノ支部委員及若干名ノ補助員ヲ置ク。

第八條 支部委員ハ支部所屬會員ノ互選ニヨリテ之ヲ選出シソノ任期ハ一ケ年トス。但シ重任ヲ妨ゲズ。

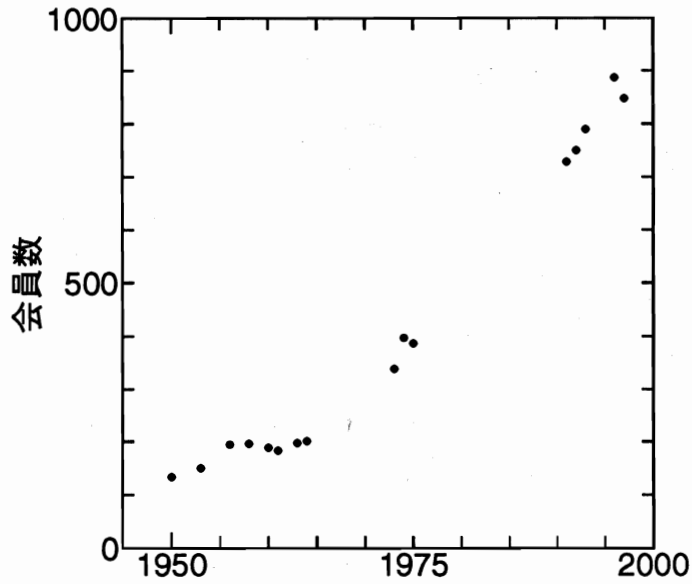
## 日本物理学会九州支部規定

- 第1条 日本物理学会九州支部（以下支部と呼ぶ）に所属する会員は九州地区に居住する日本物理学会々員とする。
- 第2条 支部の事務所を福岡市箱崎町九州大学理学部物理学教室内におく。
- 第3条 支部の運営は日本物理学会の規定に準じて行う。
- 第4条 支部の運営のために若干名の支部委員及若干名の事務補助者をおく。
- 第5条 支部委員は支部所属の会員の互選により選出する。任期は一年とし重任を妨げない。
- 第6条 支部は原則として年四回の支部例会を開催し学術講演及事務報告を行う。講演申込の資格及方法は日本物理学会の規定に準ずる。

(33.6.21改正)

### 会員数の変化

(把握できている年度のみ表示してある.)



### 例会講演数の推移

(第 88, 90 回例会はシンポジウムとして開催されたので示していない.)

